

平成28年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証にかかる総括票

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例(平成24年滋賀県条例第66号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、平成28年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行いました。

1. 施策の体系

- (1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)
 - ア 将来において成長発展が期待される分野における参入および事業活動の促進
 - イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進
 - ウ 海外における円滑な事業の展開の促進
- (2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)
 - ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成
 - イ 中小企業の経営の安定および向上
 - ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進
 - エ 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進
- (3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)
 - ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大
 - イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大
 - ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大
 - エ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大
- (4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

2. 取組の状況

○施策の各体系に関連した計108事業を実施。

○上記のほか、中小企業者や関係者との連携促進にかかる取組として、関係団体等との意見交換会(20回)、職員による企業訪問(108社)、中小企業者に対するアンケート(700社)などを実施。

3. 事業の評価方法、集計結果

○実施状況の評価方法

目標を数値設定している事業については、数値目標の達成状況を基本に、数値に現れない取組成果・課題等を加減し、事業全体を4段階で評価した。また、それ以外の事業については、定性評価により事業全体を4段階で評価した。

○評価集計結果

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	62	57.4%
実施状況Bの事業	39	36.1%
実施状況Cの事業	5	4.6%
実施状況Dの事業	2	1.9%
合計	108	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

4. 体系ごとの評価・課題

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

・「エネルギー社会トップモデル形成推進事業」ほか計20事業を実施。(事業番号1～20)

・評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	13	65.0%
実施状況Bの事業	6	30.0%
実施状況Cの事業	1	5.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	20	100.0%

【評価の区分】

A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

水環境ビジネス、医工連携、クリエイティブ産業など、将来において成長発展が期待される分野における取組において、それぞれ着実な進展が図られているほか、イノベーションの創出については、滋賀らしい強みの形成に向けた取組を進めることができた。また、海外展開支援についても、県内中小企業の海外ビジネス展開に向けた様々な支援や取組を進めることができた。

今後は、IoTの活用や事業化に向けた個別支援、ジェトロ滋賀貿易情報センターとの連携など、より具体的・発展的な取組を進めていく必要がある。

【将来において成長発展が期待される分野】

水環境ビジネス、医工連携、クリエイティブ産業などにおいて、ビジネスプロジェクトの更なる創出、ネットワーク参加企業の増加等による産学官連携基盤の充実強化、事業所の開設やモデル事業の実施など、それぞれ着実な進展が図られている。

【イノベーションの創出】

滋賀県産業振興ビジョンに掲げた5つの分野にかかる異分野・異業種連携のビジネスモデル9件に対し支援を行ったほか、滋賀発の成長産業発掘・育成に繋がるビジネスプランの発掘など、滋賀らしい強みの形成に向けた取組を進めることができた。今後は、新たな価値創造が見込まれるIoTを活用した取組への支援や、事業化に向けたビジネスプランに対するきめ細やかなハンズオン支援などにより、滋賀の経済成長を牽引する新たな成長分野の育成を図っていく必要がある。

【海外展開支援】

貿易投資相談窓口の設置や、ベトナム・ホーチミン市との覚書を活用した個別企業への現地支援などにより事業活動の更なる進展を図ったほか、汚水処理や農畜水産物などの分野において、ビジネス展開に向けた取組を進めることができた。今後は、平成29年7月開設予定のジェトロ滋賀貿易情報センターとの連携など、中小企業の海外展開にかかる取組を一層充実させ、より広がりのあるビジネス案件の創出につなげていく必要がある。

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

- ・「滋賀のくすり振興対策費(地場製薬企業薬事エキスパート育成補助金)」ほか計53事業を実施。

(事業番号21～73)

・評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	30	56.6%
実施状況Bの事業	19	35.8%
実施状況Cの事業	2	3.8%
実施状況Dの事業	2	3.8%
合計	53	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

人材の確保・育成については、女性の活躍や若者の就労に対する支援やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現の推進などに取り組み、着実な進展を図ることができた。また、商工会等による経営指導や制度融資の活用促進などにより、中小企業の経営の安定・向上にも一定の成果が得られているが、依然として、多種多様な経営課題に即したきめ細やかな支援が求められており、引き続き、小規模事業者を中心に継続的な支援を実施していく必要がある。創業の促進についても、ハード・ソフト両面からの取組により一定の成果が得られているが、今後は起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組んでいく必要がある。

【女性活躍、若者の就労促進】

滋賀マザーズジョブステーションの運営、企業での活躍を推進するためのセミナーなどによる女性の活躍促進や、おうち若者未来サポートセンターの運営などによる若者の就労支援にかかる取組を引き続き実施し所期の目標をほぼ達成したほか、県内企業等への就職者増加や就職におけるミスマッチ解消を図るための取組では、産官学連携による「滋賀インターンシップ推進協議会」を設立し、試行的にインターンシップを実施するなど進展を図ることができた。

【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進】

モデル事例の紹介による情報発信等により推進企業の累計登録件数が目標数に達するなど、その必要性について一層の浸透を図ることができた。今後は、官民一体となり、企業にとってのメリットが具体的に感じられる取組などを実施し、県内中小企業に働き方改革を推進、浸透させていく必要がある。

【支援機関による経営支援・金融支援】

産業支援プラザ、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会の窓口相談や地道な訪問指導により、金融、税務、労務、販路拡大などの分野において、多くの中小企業の経営改善が図られた。制度融資(資金貸付)においては、開業資金にかかる貸付メニューのリニューアルなどにより、中小企業者の多様な資金需要に対応することができた。また、専門家によるエネルギー診断や省エネ、ピーク対策、創エネ設備の整備に対する助成による経営の合理化、県で作成した手引を活用した事業継続計画(BCP)策定支援による危機管理意識の醸成など、様々な角度から経営基盤の強化を図ることができた。とりわけ商工会等による相談・訪問指導や制度融資は、中小企業の経営の安定・向上に必須の基礎的な支援であり、継続的かつ普遍的に実施していくことが重要である。

【創業の促進】

SOHO型ビジネスオフィスやコラボしが21インキュベーションなどのビジネス・インキュベーション(BI)施設の活用や、インキュベーション・マネージャー(IM)養成研修の実施など、ハード・ソフト両面からの取組を実施し、施設入居後の事業拡大などに繋げることができた。今後も引き続きBI施設の活用促進を図るとともに、次世代を担う起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組んでいく必要がある。

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

- ・「伝統的工芸品月間等参加事業」ほか計29事業を実施。(事業番号74～102)

・評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	16	55.2%
実施状況Bの事業	11	37.9%
実施状況Cの事業	2	6.9%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	29	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

企業情報シートの作成による自社分析支援や県内外大手企業との展示商談会等開催によるビジネスチャンス拡大など、ものづくりに携わる中小企業が必要とする支援を実施したほか、地場産業・地場産品の振興については基本的な指針を策定した。また観光客の来訪・滞在の促進についても、観光をキーにしたまちづくり、無料Wi-Fi環境の整備促進、「ビワイチ」によるサイクルツーリズムの普及促進・環境整備などの取組が進められた。

今後も引き続き、小規模事業者をはじめとする中小企業に効果の高い取組を各分野で進め、地域の経済循環を県の隅々にまで行き渡らせていく必要がある。

【ものづくり産業】

企業情報シートの作成等により、自社分析や受注体制強化、販路開拓・調達情報収集など、ものづくりに携わる中小企業が必要とする支援を実施し、その自立的・持続的な成長を促した。また、県内外大手企業との展示商談会等を開催し、県内中小企業のビジネスチャンス拡大を図ることができた。今後も引き続き、参加者の効用やメリットを明確にしながら、中小企業への周知・普及を図っていく必要がある。

【地場産業・地場産品】

実態調査をおこない基本的な指針をするとともに、滋賀の名品ロゴの作成やWebショッピングサイトの開設や、海外戦略・後継者育成に対する支援などにおいて、所期の目標を達成することができた。今後は、上記指針に基づき、施策の総合的な推進を図っていく必要がある。

【企業の誘致】

市町等と連携した誘致活動などにより、目標を上回る立地件数を達成することができた。

【地酒の普及促進】

新酒披露会が様々な媒体で取り上げられるなど、近江の地酒の価値が再認識される契機を創出することができた。今後も普及啓発活動を継続して認知度向上・魅力発信に取り組み、近江の地酒を積極的に使用してもてなす機運を醸成していく必要がある。

【観光客の来訪・滞在の促進】

観光をキーにしたまちづくりによって観光振興のレベルアップと地域の活性化を目指す取組において、モデル地区やDMO候補法人に対する支援等により、地域で観光まちづくりに取り組む機運を高めることができたほか、無料Wi-Fi環境の整備促進による利便性の向上や、「ビワイチ」によるサイクルツーリズムの普及促進・環境整備などにより、県内各地への来訪を促す具体的な取組を進めることができた。今後については、それぞれの取組を各部署で更に進展させていくとともに、平成29年10月下旬オープン予定の首都圏情報発信拠点を核とした、県外への情報・魅力発信の強化にも取り組んでいくことが重要である。

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

・「伊藤忠商事株式会社との連携協定」ほか計6事業を実施。(事業番号103～108)

・評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	3	50.0%
実施状況Bの事業	3	50.0%
実施状況Cの事業	0	0.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	6	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

産学官連携推進事業では、6件の共同研究が国の戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受け、連携の構築にとどまらず競争的資金の獲得という成果にまで繋がっている。また機関別の採択件数では滋賀県産業支援プラザが全国1位となっている。

6次産業化については、新たな取組を行う事業者を継続して発掘・支援していく必要があり、今後も部局横断の連携を推進し、ネットワークによる取組の進展を図っていく必要がある。

また、県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業、いわゆる“ちいさな企業”への関心・理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、10月の「滋賀県ちいさな企業応援月間」において、ちいさな企業が担う役割・魅力の発信や関連施策の周知を図ったほか、「滋賀のちいさな企業元気セミナー」を開催し、ちいさな企業の活性化に向けた機運の醸成を図った。中小企業の活性化に対する機運や実効性を高めていくためには、中小企業者や関係団体等はもちろん、県民の中小企業に対する理解と関心を深めていくことが重要であり、今後も引き続き、条例の主旨や施策の周知・浸透を図っていく必要がある。

5. 重点事項の評価・課題

・下記の3項目を重点事項として定め、全108事業のうち該当する事業について重点的に取り組んだ。

- ① 小規模企業者への支援 [6事業: №72、76、83、84、87、104]
- ② 地域の特性を活かしたイノベーションの創出 [10事業: №2、3、7、9、10、62、66、67、91、95]
- ③ 共に働く共生社会づくりの実現 [11事業: №25、27、30、31、32、33、34、35、42、43、44]

・重点事項ごとの事業評価内訳

評価	重点事項①	重点事項②	重点事項③
実施状況Aの事業	2	6	6
実施状況Bの事業	3	4	3
実施状況Cの事業	1	0	1
実施状況Dの事業	0	0	1
合計	6	10	11

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

①ものづくり分野における支援、地場産業・地場産品の振興、地酒の普及促進、10月の応援月間やWeb等を活用した魅力発信など分野において、小規模企業をはじめとした中小企業の活性化にかかる取組を実施し、目標については概ね達成することができた。小規模事業者は多種多様な経営課題を抱え、相談相手も限られていることから、今後も引き続き商工会等の支援機関による窓口相談や訪問指導をベースに日常的なサポートを行いながら、各分野における個別支援や情報発信を並行して行い、重層的な支援を継続していくことが必要である。

②異分野・異業種連携によるビジネスモデルへの支援、水環境ビジネスにおける海外プロジェクトの創出・展開、医工連携による新たな事業展開など、将来において成長発展が期待される分野を中心にイノベーションの促進に取り組むとともに、滋賀県の成長産業発掘・育成に繋がるビジネスプランの発掘やインキュベーション・マネージャーによる創業支援を中心に新たな事業の創出を促進し、目標については概ね達成することができた。今後は、IoTを活用した取組支援やビジネスプランに対するきめ細やかなハンズオン支援、次世代を担う起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組み、イノベーションの創出や創業の促進を進展させていく必要がある。

③女性、若者、中高年齢者、障害のある方などに対する就労支援や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など共生社会づくりの実現に向けた取組を進め、目標については概ね達成することができた。しかしながら、中小企業においては人材の確保が大きな経営課題の一つとなっていることから、インターンシップの推進や青少年期からのキャリア教育など、雇用のミスマッチ解消や勤労観の醸成が促進されるような取組についても、並行して注力していく必要がある。

